

柴監告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査の結果について、同条第 12 項の規定により柴田町長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年 9 月 30 日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

平成 30 年度 定期監査（教育関係施設）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成 30 年 12 月 13 日（柴監告示第 11 号）
- (2) 措置通知があった年月日 令和元年 8 月 8 日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

記

指摘事項	措置内容	措置を講じた課等
○図書の早期購入について 町内小中学校において、年間の図書購入費として 25 万円から 55 万円の予算措置がなされている。しかし、9 月末現在においての支出額が数万円と、執行率の極めて低い学校が多く、中でも全く支出していない学校が 2 校あった。年度の後半期に予定している図書購入費を除き、児童生徒の読書意欲の向上のためにも早期の予算執行に努めること。	4 月の教頭会や事務長会議において、できるだけ早く図書購入ができるように説明している。 年末に第一弾として購入するようないろいろなことがないように学校側と連携を図っていく。	教育総務課